様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	保健予防課
委託業務名	大津市新型コロナウイルス感染症疫学調査業務及び受診相談センター業務
委託業務場所	受託者が用意する執務室
概　要	新型コロナウイルス感染症に係る対応業務 ①　疫学調査業務 重症化リスクの少ない感染者のファーストタッチ業務 ②　受診相談センター運営業務 有症者等の相談対応、濃厚接触者の検査案内等
契約期間	令和４年５月１日から令和４年８月３１日まで
契約年月日	令和４年５月１日
契約金額	６１，６５０，９１９円
契約の相手方	〔所在地〕草津市若竹町７番１０号　ＫＢ２１－２階 〔名　称〕東武トップツアーズ株式会社滋賀支店
契約相手方の選定理由	多くのオペレーターを揃え、コールセンター業務を得意とする事業者が新型コロナウイルス感染症対応業務に参入しているが、本市が求める疫学調査業務（感染者へのファーストタッチ業務）を担える事業者は、東武トップツアーズ株式会社のみである。 当事業者は、東京、埼玉、千葉、兵庫、京都などの大規模な自治体で受託実績があり、特に京都市ではコールセンターを運営し、疫学調査を含めた業務を行っている。当事業者においては、既設の京都市のコールセンターの資源などを活用することにより、５月１日から業務を実施することができる。 実績を有し、本市が求める業務を速やかに実施できる事業者は他にないことから、東武トップツアーズ株式会社滋賀支店を本業務の委託業者に選定する。

様式第２号（第２条関係）

根　拠　規　定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　1　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。